

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月30日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本染織意匠保護協会

(2) 代表者の氏名

林 史己

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区堀川通今出川南入西陣織会館7階

(4) 定款に記載された目的

この法人は,染織品の意匠をはじめとする知的所有権の経済的,文化的重要性に鑑み,考案意匠の保全と知的所有権全般に関する調査研究等を行い,意匠等考案者の権利保護と不公正取引の防止,関係事業者の意匠考案等への支援を図り,経済の活性化に努めるとともに,消費者に対し,意匠等に関して積極的な情報提供を進めることにより,その権利保護を図り,もって公益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年8月21日

(文化市民局地域自治推進室)